

鈴鹿市スポーツ少年団規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人鈴鹿市体育協会（以下「本会」という。）定款第5条第2項第13号に規定する事業を推進するため本会内に設置する鈴鹿市スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関することを定める。

(構成)

第2条 本団は、本団に登録された市内のスポーツ少年団（以下「少年団」という。）をもって構成し、それを代表するものとする。

(目的)

第3条 本団は、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 少年団の育成指導と支援
- (2) 少年団の指導者、リーダー及び母集団の育成
- (3) 少年団の全市的行事の実施
- (4) 少年団の体力テストの実施
- (5) 各種大会及び研修会への派遣
- (6) 功労者及び優良団体の顕彰
- (7) その他前条の目的達成に必要な事業

2 本団は、前項の事業及び予算並びに決算に関しては、本会理事会の総括の下に実施する。

(登録)

第5条 本団の加入は、登録をもって行う。

2 本団に加入した少年団は、三重県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団へ登録、加入する。
3 登録は、毎年度これを更新する。

第6条 登録の認定及び取り消しその他登録に関しては、別に定める。

(役員)

第7条 本団に次の役員をおく。

- (1) 本部委員 15人以上20人以内
- (2) 監事 2人

2 本部委員のうち1人を本部長、1人以上5人以内を副本部長とする。

(選任)

第8条 本部委員及び監事は第13条に規定する総会（以下「総会」という。）において選任する。

2 本部長及び副本部長は、本部委員の互選とする。
3 前条第1項第1号及び第1項の規定にかかわらず本部長は、総会に諮って、学

識経験者から3人以内の本部委員を選任することができる。

(職務)

第9条 本部長は、本団を代表し、業務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 監事は、本団の業務執行状況及び会計を監査する。

(任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(顧問等)

第11条 本団に、顧問及び参与を若干名おくことができる。

- 2 顧問及び参与は、本部長が、本部委員会の承認を経て委嘱する。

(会議)

第12条 本団の会議は、総会と本部委員会とする。

(総会)

第13条 総会は、役員と少年団から選出された代議員（各団1名）をもって構成する。

- 2 総会は、年1回以上本部長が招集する。
- 3 前項のほか本部委員会が必要と認めたとき、又は代議員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会は、本団の事業計画、予算、事業報告、決算その他業務に関する重要事項で本部委員会の付議した事項を議決する。
- 5 総会は、代議員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。
- 6 止むを得ない理由により総会に出席できない代議員は、他の代議員に表決を委任することができる。この場合、委任した代議員は出席したものとみなす。
- 7 総会の議長は、総会に出席した代議員の中から選出する。
- 8 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(本部委員会)

第14条 本部委員会は、必要に応じて開催し、本部長がこれを招集し、議長となる。

- 2 本部委員会は、本部委員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。
- 3 本部委員会は、本部長の付議した事項を議決する。
- 4 本部委員会の議事は、出席した本部委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 止むを得ない理由により本部委員会に出席できない本部委員は、他の本部委員

に表決を委任することができる。この場合、委任した本部委員は出席したものとみなす。

(会計)

第15条 本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 本団の事務は、本会事務局において処理する。

(規程の変更)

第17条 この規程は、本部委員会及び総会において3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を経て変更することができる。

附則

この規程は、平成28年5月16日から施行する。